

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

令和 6 年 12 月

経済産業省イノベーション・環境局 G X グループ地球環境対策室

環境経済室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室

地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

1. 改正の経緯

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）が、令和 6 年 6 月 19 日に公布され、パリ協定第 6 条に規定する締約国間の「任意の協力」として我が国が先行して実施してきた二国間クレジット制度（JCM）について、政府による一定の方針及び監督の下、政府の委任を受けた指定実施機関が政府の意思決定を除くほとんどの事務を一元的に実施することにより、長期的かつ安定的な事務遂行を確保するほか、JCM クレジットの管理に係る規定の整備等を行うことが規定された。

また、令和 5 年 9 月から令和 6 年 6 月までに開催された「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に基づく、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者（以下「特定排出者」という。）の電気の使用に伴う基礎排出量[※]の算定に、非化石証書、グリーン電力証書由来の二酸化炭素排出削減相当量及び再エネ電力由来 J-クレジットの取引を反映すること。

※ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として、政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量

- ・熱の使用に伴う排出量の算定についても、電気と同様に整理すること。
- ・回収した二酸化炭素を合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合等について、二酸化炭素を回収して CCU（Carbon Capture and Utilization）したことによる排出削減価値を、原排出者及びカーボンリサイクル燃料の利用者のどちらか又は按分することにより両者が活用できることとした上で、当該排出削減価値を基礎排出量の算定に反映させること。

が適当とされた。

さらに、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における排出活動について精査したところ、一酸化二窒素の算定対象活動及び算定方法のうち、「半導体素子等の製造」について、既に対象となっているドライエッチング及び製造装置の洗浄だけではなく、絶縁酸化膜形成のための酸化剤として一酸化二窒素を使用した場合も含めるべきであることが明らかとなった。

これらを踏まえ、本政令案は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「施行令」という。）について、改正法第 1 条の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第 2 条第 9 項の国際協力排出削減量（JCM クレジット）に係る

国際協力排出削減量口座簿の記録事項、信託の記録の申請に係る手続、国際協力排出削減量口座簿の開設等に係る手数料を定めるとともに、その他所要の規定を整備するほか、温室効果ガスの排出量の算定方法について改めるものである。

2. 改正の概要

① 基礎排出量の算定方法（法第 26 条第 3 項関係）

施行令第 7 条第 1 項第 1 号イ及び同号ロに規定するエネルギー起源二酸化炭素の算定について、他人から供給された電気又は熱の使用によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量は、他人から供給された電気又は熱の量に基礎排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の量から、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気又は熱を使用して二酸化炭素の排出量を削減等したことが証される量等を控除し、それらを他人に譲渡した場合は加算することとする。

また施行令第 7 条第 3 項を新設し、特定排出者は、その事業活動に伴う同条第 1 項第 1 号イ(1)及び(2)並びに第 2 号並びに第 2 項の規定により得られる二酸化炭素の全部又は一部を大気中に排出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除して、法第 26 条第 3 項の温室効果ガス算定排出量を算定することができることとする。

② 一酸化二窒素の算定対象活動（法第 26 条第 1 項及び第 3 項関係）

施行令別表第 9 の 5 の項の下欄で規定する半導体素子等の製造における一酸化二窒素の算定方法について、「酸化膜の形成」における排出量を加える。

③ 国際協力排出削減量口座簿における記録事項（改正後の法第 57 条の 8 第 2 項第 5 号関係）

国際協力排出削減量口座簿の記録事項は、国際協力排出削減量の処分の制限に関する事項とする。

④ 国際協力排出削減量の信託の記録手続（改正後の法第 57 条の 14 関係）

(1) 信託の記録の申請

国際協力排出削減量に関する信託の記録の申請が必要になるのは以下の場合とし、i の場合には委託者が、ii の場合には前受託者が、iii の場合には受託者が信託の記録の申請をすることとする。

- i 国際協力排出削減量の移転により信託財産に属することとなる場合
- ii 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合
- iii その他の場合

また、信託の記録の申請をする者は、以下の事項を示さなければならないこととする。

- ア 受託者又は新受託者の法人等保有口座
- イ 当該申請に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号
- ウ 委託者、受託者及び受益者（※）の氏名又は名称及び住所又は居所
- エ 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
- オ 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- カ 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- キ 信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託で

あるときは、その旨

ク 信託法第 258 条第 1 項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨
ケ 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 1 条に規定する公益信託であるときは、その旨

コ 信託の目的

サ 信託財産の管理の方法

シ 信託の終了の事由

ス その他の信託の条項

※ エからクまでに掲げる事項のいずれかを示したときは、ウの受益者（カに掲げる事項を示した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を示すことを要しない。

(2) 代位による申請

上記(1)iii の場合には、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができることとする。この際、受託者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る国際協力排出削減量が信託財産に属することを証明する資料を提出することとする。

(3) 同時申請

上記(1) i の場合には、信託の記録の申請は、国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならないこととする。

また、下記(4) i の場合には、信託の記録の抹消の申請は、国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならないこととする。

(4) 信託の記録の抹消の申請

信託の記録の抹消の申請が必要となるのは以下の場合とし、i の場合は受託者が、ii の場合は前受託者が、iii の場合は受託者及び受益者が信託の記録の抹消の申請を行うこととする。

i 国際協力排出削減量の移転により信託財産に属さないこととなる場合

ii 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合

iii 国際協力排出削減量を固有財産に帰属させることにより信託財産に属さないこととなる場合

また、信託の記録の抹消の申請の際には、法人等保有口座並びに国際協力排出削減量の数量及び識別番号を示すこととする。

(5) 受託者の変更

受託者の変更があった場合においては、前受託者は信託財産に属する国際協力排出削減量について新受託者への移転に係る振替の申請をするのと同時に、上記(1) ii 及び(4) ii の場合に必要となる申請を行うこととする。また、信託法第 56 条第 1 項第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号又は公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者も、これらの申請を行うことがで

きることとする。

これらの申請の場合には、その変更を証明する資料を提出しなければならないこととする。

(6) 嘱託による信託の記録の変更

裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があったとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁が受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときも同様とする。

また、裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁が信託の変更を命じたときも同様とする。

(7) 受託者による信託の変更の記録の申請

上記(1)ウからスまでに掲げる事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならないこととする。

(参考) 手数料の額等（改正後の法第 62 条関係）

手数料の額については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号の規定により、意見の募集（パブリックコメント）の対象外です。以下、参考として政令で規定する予定の手数料の額等を記載いたします。

- ア 改正後の法第 57 条の 9 第 3 項の法人等保有口座の開設の申請 14,400 円
- イ 改正後の法第 57 条の 11 第 2 項の振替の申請 2,500 円
- ウ 改正後の法第 57 条の 17 の書面の交付の請求 1,200 円

ただし、振替の申請をする者が、政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、振替にかかる手数料を免除するものとします。

3. 施行期日

本政令は、改正法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。